上座部仏教僧侶の喫煙に関する研究 ―戒律文献の規定と実際―

助成研究者 青野道彦((東京大学)仏教学)

1. 研究目的

スリランカ及び東南アジアの諸地域で伝承される上座部仏教において、戒律は出家 生活の根幹をなしている。上座部仏教の僧侶達は日々の生活において戒律文献『ヴィ ナヤピタカ』の規定を遵守し、僧侶達の共同体である仏教教団(サンガ)はそれに基 づき運営することが求められている。

ところで、上座部仏教の僧侶達が日常的に依拠する『ヴィナヤピタカ』が成立したのは今から 1500 年以上前である¹。『ヴィナヤピタカ』の規定が前提とする現実はその頃の古代インド社会であり、それは現代の上座部仏教の出家社会とは異なる。したがって、現代の上座部仏教の僧侶達は『ヴィナヤピタカ』に直接言及されない新たな事象に直面し、それについて対応に迫られている。

本研究で取りあげる喫煙は『ヴィナヤピタカ』に直接言及のない事象の代表格であり²、是非の判断が僧侶達に求められているものである。以下では、僧侶達が喫煙についてどのように対処し、その対処が戒律と如何なる関係にあるのか、現代ミャンマーの上座部仏教の事例を取り上げて検討する。その上で、僧侶達が新たな事象に対処する際に『ヴィナヤピタカ』の規定をどのように捉え、現実生活に応用しようとしているのか考察したい。

2. 研究方法

本研究は現地調査と文献調査の両面から進める。先ず、ミャンマーにおいて上座部 仏教の僧侶達に聞き取りを行い、シガレット(ビルマ語でセーレイ)³による喫煙が戒 律と如何なる関係にあり、戒律上どの様な意味を有するのか調査する。次に、この聞

[「]註釈文献『サマンタパーサーディカー』が 5 世紀初めに制作されている (O. v. Hinüber [1996: 104 (§209)] を参照)。その頃には『ヴィナヤピタカ』の現在形が成立していたことは間違いない。

 $^{^2}$ 喫煙文化が旧大陸に伝播したのは 15 世紀末であるので、当然ながら『ヴィナヤピタカ』に喫煙と直接関連する規定は存在しない(たばこ総合研究センター [2009: 14–27] を参照)。

³ ミャンマーではチェルート (ビルマ語でセーポーレイ) も販売されているが、シガレットを吸う人が多い。

き取りに基づき『ヴィナヤピタカ』から喫煙に関連する規定を取り出し、その規定の意味について文献に即して検討を行う。その上で、規定の内容と聞き取りの内容を突き合わせて、僧侶達が喫煙という新たな事象に対処する際に、『ヴィナヤピタカ』の規定をどのように解釈し、実生活の中で応用しようとしているのか考察する。

なお、当初の計画ではシガレットによる喫煙のみを考察対象としていたが、ミャンマーの僧侶達の間でビンロウの種核や葉タバコの細片などをキンマの葉で包んで噛むクーン(インドでパーンと呼ばれるもの)を噛むことが広く行われていることを踏まえて、クーンについても考察対象に加えることにした。

3. 研究成果

本研究を通して以下の三点が明らかとなった。先ず、『ヴィナヤピタカ』にシガレット・クーンに直接言及する記述は存在しないが、今回の聞き取り調査に基づく限りでは、これらが僧侶達にとって『ヴィナヤピタカ』の規定に基づき対処すべきものである点である。僧侶達は『ヴィナヤピタカ』の規定を判断根拠に据え、この新たな事象に対処していたのである。

次に、その判断根拠となった規定が以下の 4 つである点である。①食べ物を午後に口にすることを禁止する Vikālabhojanasikkhāpada (非時食戒)、②飲酒を禁止する Surāpānasikkhāpada (不飲酒戒)、③施与されたもの以外の飲食物を口にすることを禁止する Dantaponasikkhāpada (不受食戒)、④「頭熱」の治療法としての喫煙規定である。最後に、これらのうちどの規定がシガレット・クーンと関連するかは僧侶によって見方が異なり、規定の解釈も一様ではない点である。シガレット・クーンが戒律上如何なる意味をもつかは僧侶各人の判断に委ねられており、ミャンマーの上座部仏教教団にシガレット・クーンに関する統一見解は窺えなかった。

4. 考察

最初に、シガレット・クーンに関するミャンマーの僧侶達への聞き取りの内容を提示する。次に、その聞き取りにより判明したシガレット・クーンに関連する『ヴィナヤピタカ』の規定について文献に即して分析する。その上で、その分析結果を聞き取りの内容と突き合わせて、僧侶達が『ヴィナヤピタカ』の規定をどのように解釈し、シガレット・クーンという新たな事象に対処しようとしているのか検討する。

4-1. シガレット・クーンに関する聞き取り調査

2015 年 8 月 16 日 \sim 22 日、2016 年 1 月 30 日 \sim 2 月 6 日 の 二回、ミャンマーに出向き、僧侶達に聞き取り調査を行った。

調査対象者は9ヶ所(僧院6、仏教大学2、僧侶養成学校1)の12名である。そのう

ち 10 名 (A, B, C, D, G, H, I, J, K, L) はミャンマー語—日本語通訳を介して聞き取りを行った。 2 名 (E, F) は英語を織り交ぜつつミャンマー語—日本語通訳を介して聞き取りを行った。通訳は計 3 名で、A, B, C, D は男性のベテラン通訳 X 氏が、E, F, G, H, I, J は女性の新人通訳 Y 氏が、K, L は男性の中堅の通訳 Z 氏が担当した。

調査対象者が所属するガイン(派閥) 4 は、ミャンマー上座部仏教教団で最大派閥のトゥダンマ派が 3名(A, B, C)、第二派閥のシュエジン派が 7名(D, E, F, G, I, J, K)、不明が 2名(H, L)である。後述の K 師が言っているように、トゥダンマ派の僧侶よりシュエジン派の僧侶の方がシガレットとクーンに対して厳しい傾向にあるとされるが 5 、派閥による傾向を明確化するには今回の調査だけでは不十分と思われるので、それについては本研究では論じない 6 。

階層・身分は、7名(A, B, C, D, E, K, L)が指導的立場にある僧侶であり、5名(F, G, I, J, H)が学生身分の僧侶である。ただし、この違いが与える影響については今回の調査だけでは十分な評価ができないと思われるので、これについては本研究では扱わない。なお、出家者である僧侶には比丘(227条の具足戒を受けた正式の僧侶)と沙弥(十戒を受け、未だ具足戒を受けていない見習いの僧侶)の二種類があるが、今回の聞き取り対象者は全て比丘であり、沙弥は含まれない。

調査対象者のシガレット・クーンに対する嗜好性は、今回の調査では十分に明らかにすることができなかった。明らかにできたのは5名のみであり、1名(F)がシガレット・クーンの両方を、2名(I,J)がクーンのみを嗜み、2名(G,H)はシガレット・クーンの何れも嗜まないとのことであった。今回の調査だけでは嗜好性が僧侶達の判断・対処に及ぼす影響を評価することは難しく、それについては改めて検討したい。

以下、シガレット・クーンに関する12名の調査対象者とのやり取りを提示する。

(1) ティンタォンパイヤッティ・サーティンダイ

・ 調査地および調査対象者について

ティンタォンパイヤッティ・サーティンダイはシャン州カローにあるトゥダンマ派の小規模僧院⁷である。パーリ語名はマハーダンミカーラーマ。僧院長の A 師に対して聞き取り調査を行った。

⁴ ミャンマーには公認 9 派のみがあり、僧侶達は必ず 9 派のどれかに所属している (生野善應 [1995: 286-288] を参照)。

⁵ 生野善應 [1995: 206] にも同様のことが言われている。

⁶ 藏本龍介 [2014:68] によれば、近年、僧侶達は派閥の枠を超えて教学僧院で学ぶ傾向にあるとされ、かつてほど派閥毎の差異は明確ではなくなってきているようである。7 大規模僧院・小規模僧院の区分は藏本龍介 [2014:87-89] に基づく。

・ 聞き取りの内容

青野: シガレットやクーンなど『ヴィナヤピタカ』で言及されていないものについて、 どのように比丘達は対処するのでしょうか。

A 師: 『ヴィナヤピタカ』で禁止されていないことについては罰することができない。 しかし、一般の人々が見て行儀の悪いことはすべきではない。一般の人々から 尊敬されないことはやるべきではない。

青野: Vikālabhojanasikkhāpada (非時食戒) により、比丘達は午後の飲食物が制限されていますが、シガレットやクーンはどうでしょうか?

A師: クーンは口に含む分には問題ないが、それを飲み込むのは駄目である。

青野: クーンは[Vikālabhojanasikkhāpadaが午後の摂取を禁じる]噛むもの (khādaniya) 又は食すもの (bhojaniya) に相当しますでしょうか?

A師: 噛むものはご飯などであり、食すものはお菓子などである⁸。

青野: Dantaponasikkhāpada (不受食戒) により、比丘達は施与されたものでないものを口にすることが禁じられていますが、クーンも施与されたものでないと駄目なのでしょうか?

A 師: クーンは施与されたものでないと口にしては駄目である。施与という行為を経たもののみを口にすることができる。ただし、Dantaponasikkhāpada の違反(波逸提)は軽微である。このような軽罪については、比丘は二、三人で集まって毎日反省をしている。簡単に償える罪であり、洗って落とせる汚れである。

(2) サーサナヤウンジー・チャウン

・ 調査地および調査対象者について

サーサナヤウンジー・チャウンはパガンから車で 2 時間ほどの町サレーにあるトゥダンマ派の小規模僧院である。近くには有名な古刹ヨーソー僧院がある。僧院長の B 師に対して聞き取り調査を行った。

・ 聞き取りの内容

青野: 『ヴィナヤピタカ』に書かれていないもの、例えば、シガレットやクーンに対して比丘達はどのように対処するのでしょうか。

B師: 一般の人々にどのように見えるかが大事である。比丘は [エチケットに関する規定である] 衆学法 (sekhiya) を学び、行儀よくすることが求められている。 比丘になる以前の沙弥も衆学法の学習をすることになっている。一般の人々に とって比丘を批判することは悪徳であり、そうならないように比丘は努めるこ

⁸ 噛むものと食すものを取り違えていると思われる。

とが求められる。シュエジン・サヤドー(シュエジン派の開祖)はシガレットとクーンを禁じているが⁹、それらは比丘にとって戒律違反とはならない。シガレット及びクーンの寄進は在俗者に功徳をもたらしさえする。

青野: Vikālabhojanasikkhāpada により、比丘達は午後に飲食物を摂取することが制限 されていますが、クーンを午後に噛むのは如何でしょうか?

B師: クーンは食べ物ではない。

青野: Dantaponasikkhāpada により、比丘は施与されたもの以外のものを口にすることが禁じられていますが、クーンは如何でしょうか?

B師: クーンは施与されたものでないと駄目。比丘がお金を払って買った場合でも、 在俗者が施与したかたちをとる必要がある。ただし、違反しても大きな罪には ならない。

(3) ナーガライング・カレーワトウヤ・チャウン

・ 調査地および調査対象者について

ナーガライング・カレーワトウヤ・チャウンはヤンゴンにあるトゥダンマ派の大規模僧院である。地方の子供達を多く受け入れ、高校を終えるまでの衣食住を保証し、教育を施しているとのことである。この僧院で教え、少年僧の学校を管理している C 師に聞き取り調査を行った。

・聞き取りの内容

青野: 現代社会には『ヴィナヤピタカ』に言及のないものが様々あります。例えば、 シガレット、クーンについて比丘達はどのように対処しているのでしょうか?

C 師: お酒は禁じられているが、シガレットとクーンには酔わせる成分は含まれていない。しかし、シガレットとクーンはするべきではない。人々の尊敬を失う行為はするべきではないからである。

青野: Vikālabhojanasikkhāpada により、比丘達は午後の飲食物の摂取が制限されていますが、クーンは如何でしょうか?

C師: クーンを飲み込んだら、違反となる。

青野: Dantaponasikkhāpada により、比丘は施与されたもの以外のものを口にすることが禁じられていますが、クーンも施与されたものでないと駄目なのでしょうか?

C師: クーンは施与されたものでないと駄目である。ただし、例えば、在俗者が僧坊

⁹ シュエジン・サヤドーが禁止したのは、正午を過ぎてシガレットを吸い、クーンを噛むことである(Maung Htin Aung [1966: 24] を参照)。

にそっと置いていき、僧侶がそれを口にしても問題はない。僧坊に置いたとい うことは、施与したことを意味するからである。

(4) マハーガンダーヨウン

・ 調査地および調査対象者について

マハーガンダーヨウンは古都アマラプラにあるシュエジン派の大規模僧院である。 実質的な開山者は有名な高僧ザナカービウンタである。この僧院で首脳部の一人である老僧 D 師と指導的地位にある中堅の E 師に対して別個に聞き取りを行った。D 師、E 師ともに忙しくしており、作務の合間を縫ってのきわめて短時間の聞き取りであった。

・聞き取りの内容

青野: 現代社会には『ヴィナヤピタカ』に記されていないものが様々あります。例えば、シガレットやクーンがありますが、そのようなものに対して比丘達はどのように対処するのでしょうか?

D師: 師(=ザナカービウンタ)は、シガレットとクーンは午前のみ許され、午後は許されないとしている。午前に噛んだクーンも午前中にうがいをしなければ、午後に水と一緒に飲んでしまう。シガレットは午後も一本くらいならば問題ない。しかし、二本以上になるとシガレットの成分が歯にくっつき、飲み込んでしまうことになる。ただし、シガレットとクーンをやる比丘はいる。これはそれほど重要な問題ではない。比丘には900万の戒律があるとされるが、重要なのは波羅夷と僧残10のみである。

青野: シガレット、クーン、スマホ、自動車など『ヴィナヤピタカ』に直接の言及の ないものついてどのように比丘は対処するのでしょうか?

E師: その判断はきわめて大きな問題である。それら新しいものについて『ヴィナヤ ピタカ』は明確に答えていない。ただ、新しいテクノロジーなどを否定はしな い。それらは欲求によって良くもなり悪くもなる。スマホで簡単にポルノグラフィーを見ることもできるが、どのように使うかはその人次第である。

青野: 比丘がシガレット、クーンをやるのは見た目も悪く、良くないと思いますが、 戒律に基づき禁止することはできないのですか?

E師: 人々の見た目が悪いのはその通りである。この僧院でもやっている者はいる。 私も戒律に基づき禁止できると個人的には思う。しかし、だれもそれには従わないだろう。

青野: Dantaponasikkhāpada や Vikālabhojanasikkhāpada で部分的に禁止できませんか?

¹⁰ 波羅夷と僧残については 4-2-1-1 で説明する。

E師: それらは [シガレット、クーンとは] 関係ない。

(5) タータナー・タッカトー

・ 調査地および調査対象者について

タータナー・タッカトーはマンダレー市内にある国立の仏教大学である。400 人以上の比丘たちが学ぶ大学で、公認の 9 ガイン (派閥) の比丘を区別なく受け入れている。 創立者は三蔵憶持者として有名な高僧ミンゴン・サヤドーである。 英語名は State Pariyatti Sasana University Mandalay である。

この大学で学ぶ F 僧と G 僧の二名に対して同時に聞き取り調査を行った。F 僧は BA4 年であり、13 歳で出家し、法齢は 8 歳である。G 僧は BA4 年であり、11 歳で出家し、法齢は 8 歳である。両人ともシュエジン派に所属する。F 僧の歯にはクーンののこりかすと思われるものがくっついていた。

・ 聞き取りの内容

青野: シガレット、クーンなど『ヴィナヤピタカ』に言及のないものには比丘達はど のように対処するのでしょうか?

F僧: シガレット、クーンは一般の人々に悪く見えるかもしれない。比丘は既に仏教 を尊崇している人が更に尊崇するように、未だ尊崇していない人が今後尊崇す るように努めなくてはならない。

青野: シガレットやクーンはやらないのですか?

F僧: クーンは日常的にやり、シガレットもたまにやる。

G僧: 身体に悪いので、シガレットもクーンもやらない。

F僧: 身体には悪いが、爽快感を与えてよい面もある。

青野: この大学ではどのくらいの比丘達がシガレットやクーンをやりますか?

F僧: はっきりしたことは分からないが、クラス 68 人のうち恐らく 12 人はクーンを 噛んでいる。ただし、シガレットを吸う者は少ない。

青野: 午後、比丘達は飲食物を控えますが、シガレットやクーンはどうでしょうか?

F僧: 『パーティモッカ』(『ヴィナヤピタカ』の条文集)に明確に言われてはいないが、午後は問題があるかもしれない。シガレットやクーンは Surāpānasikkhāpada (不飲酒戒) に関連しているかもしれない。

青野: シガレットやクーンはどうやって手に入れるのですか?

F僧: 自分で買うこともあるが、小僧に買ってきてもらったり、ひとにもらったりする。

(6) マソウィン・サーティンダイ

・ 調査地および調査対象者について

古都マンダレーの一角に大勢の比丘たちが暮らすエリアがある。そこにある大規模な僧侶養成学校がマソウィン・サーティンダイである。この学校で10年間勉強している H 僧に聞き取り調査を行った。H 僧は15歳の時に出家し、現在34歳で、法齢は14歳とのことであった。

・ 聞き取りの内容

青野: シガレット、クーンなど『ヴィナヤピタカ』に書かれていないことには比丘は どのように対処するのでしょうか?

H僧: シガレット、クーンについてブッダ (=『ヴィナヤピタカ』) は言及していないが、ブッダの意図を知る必要がある。それらを直接禁止する規定は『ヴィナヤピタカ』にはないが、これらは禁止すべきであると思う。

青野: シガレット、クーンはやらないのですか?

H僧: シガレットもクーンもやらない。

青野: シガレット、クーンをやる僧侶もいると思いますが、この学校ではどのくらい いますか?

H僧: 周囲では10%くらいがやっているのではないか。

青野: 正午以降、比丘達は飲食物を控えますが、シガレットやクーンは如何でしょうか?

H僧: クーンは午後は駄目である。シガレットは一日中駄目である。お酒ほど悪いものではないが、それと同様の作用があるから。

青野: シガレットは Surāpānasikkhāpada に違反するということですか?

H僧: そうだ。タバコの成分が入っているクーンは一日中駄目である。タバコの成分の入っていないクーンは午前のみ許される。ただし、シガレット、クーンをやっても重罪にはならない。比丘には900億もの戒律があり、それらをすべて守るのは極めて難しい。

(7) ティータグー・ボウッダ・タッカトー

・ 調査地および調査対象者について

ティータグー・ボウッダ・タッカトーは現代の高僧ティータグー・サヤドーが創設した仏教大学である。マンダレーから車で 1 時間ほどの町サガインにある。英語名はThidagu World Buddhist University である。

この大学に所属する二名の比丘に対して同時に聞き取り調査を行った。I 僧は MA1 年であり、現在 26 歳で、法齢は 6 歳である。J 僧は BA4 年であり、現在 28 歳で、法

齢は 8 歳である。ガインは両人ともシュエジン派である。両人とも歯にクーンの滓と 思われるものが付着していた。

・ 聞き取りの内容

青野: クーンを噛んだり、シガレットを吸ったりしますか?

J僧: シガレットは吸わないが、クーンは噛む。

I僧: 自分も同じだ。

青野: クーンやシガレットは戒律上どうなのでしょうか?

I僧: 直接の規定はないが、やらない方がよいとは思う。Surāpānasikkhāpada に関係すると思う。

青野: それでは、何故クーンを噛むのですか?

I僧: ミャンマーでは食後にクーンを噛むのが一般的。有名なサヤドーもやっていた。 (続けて数名のサヤドー名を列挙)

J僧: ミンゴン・サヤドーはシガレットを吸っていた。

青野: でも、午後はどうですか?

I僧: 午後は駄目。Vikālabhojanasikkhāpada に違反するから。

青野: クーンを自分で買ったりしますか?

I僧: 自分で買うことはない。

(8) アトーカーヤーマダンマヤッキタ・チャウン

・ 調査地および調査対象者について

アトーカーヤーマダンマヤッキタ・チャウンはヤンゴン市内にあるシュエジン派の 小規模僧院である。僧院長の K 師に対して聞き取り調査を行った。

・聞き取りの内容

青野: シガレット、クーンなど『ヴィナヤピタカ』に言及のないものに比丘たちはど のように対処するのでしょうか?

K師: 午前はシガレットもクーンも戒律上許される。午後は薬としては許されるものの、好み(嗜好品)としては駄目である。シガレットもクーンも昔はなかった。 仏教とは関係なく、習わしとしてやっている。クーンは Vikālabhojanasikkhāpada によって午後噛むことが禁じられる。シガレットは薬としてはいつでも吸うことができる。このような理由で比丘たちはシガレットを吸っている。しかし、良くはない。

青野: クーンは噛むもの (khādaniya) ですか、食すもの (bhojaniya) ですか?

K 師: クーンは噛むものである。果物、お菓子、スナック、ドライフルーツ、黒砂糖

も噛むものである。

K 師: 昔は歯ブラシの代わりにクーンを使っていた。それで現在も食後に噛んだりする。

青野: クーンは寄進されたものを噛むのですか?

K師: 寄進されたら、午前中に噛まなければならない。習慣として以前食べていた比丘に人々が寄進したりする。かつては食後に身体のためのものとして使っていた。シガレットとクーンを酒類としてやると罪になる。健康のためならば罪とならない。

青野: 僧院の僧侶達にはシガレットとクーンは駄目と教えているのでしょうか?

K 師: 小僧、沙弥には駄目と教えている。しかし、比丘は戒律を知っているはずなので言わない。比丘自身が判断する。

青野: 今お聞きしたお話はシュエジン派の教えですか?

K 師: シュエジン派ではシガレットとクーンをやらないように言う人が多い。トゥダンマ派は厳しくないが、やらない人もいる。

青野: このように現代の問題も『ヴィナヤピタカ』により処理されるのですね。 K 師: 『ヴィナヤピタカ』に似たようなものがあるので、それを用いている。

(9) ミェナド・チャウン

・ 調査地および調査対象者について

ミェナド・チャウンはヤンゴンから車で 2 時間ほどの町バゴーにある小規模僧院である。スリランカから移入された戒壇で有名なマハーカリヤーニ・シーマーのそばにある。ミェナド・チャウンとは「顔の僧院」という意味である。この僧院で L 師に対して聞き取り調査を行った。

青野: 『ヴィナヤピタカ』に直接の言及のないシガレット、クーンなどについて比丘 達はどのように対処するのでしょうか?

L師: 『ヴィナヤピタカ』にある似たものによって判断を下す。シガレットは健康のための薬としては許される。『ヴィナヤピタカ』にあるから。クーンは書いていないからはっきりしない。シガレットを嗜好品として吸うのは駄目である。クーンは Surāpānasikkhāpada によってお酒のようなものとしては駄目である。

青野: 駄目であるのに、何故比丘たちの中には噛んでいる者がいるのでしょうか?

L師: 食後に噛んだりする。ただし、午後は駄目。健康のため、習慣としてやるのは 構わないが。 L師: mahāpadesa (四大教示、四大根拠) 11というのを知っているか?

青野: はい。知っています。

L師: mahāpadesa は適否を判断するためのもので、『ヴィナヤピタカ』にないことについては、これに基づいて判断を下す。軽罪(波羅夷、僧残以外)¹²についてはときどき犯すことがある。これらは反省が可能なものであり、このようなものについては比丘それぞれが判断する。

4-2. シガレット・クーンと『ヴィナヤピタカ』の規定

『ヴィナヤピタカ』にシガレット・クーンに直接言及する規定はないが、僧侶達は『ヴィナヤピタカ』の規定と無関係にそれらに対処しているわけではない。K 師が「『ヴィナヤピタカ』に似たようなものがあるので、それを用いている」と述べ、L 師が「『ヴィナヤピタカ』にある似たものによって判断を下す」と述べているように、僧侶達はシガレット・クーンといった新たな事象に『ヴィナヤピタカ』の関連規定に基づき対処することを基本姿勢にしている¹³。

今回の聞き取り調査で判った限りでは、シガレットとクーンに関連する規定は 4 つである。一つ目は Vikālabhojanasikkhāpada(非時食戒)であり、調査対象者 8 名(A, C, D, F, H, I, K, L)がこの規定との関連で、クーンは午前のみ許され、午後は許されないと言っている。二つ目は Surāpānasikkhāpada(不飲酒戒)であり、5 名(F, H, I, K, L)がシガレット・クーンとこの規定との関連を指摘している。三つ目は Dantaponasikkhāpada(不受食戒)であり、3 名(A, B, C)がこの規定との関連でクーンは施与されたものでないと口にすることができないと述べている。四つ目は「頭熱」の治療法としての喫煙規定であり、2 名(K, L)がシガレットを薬として健康のために吸うことは許されると述べているのはこの規定との関連によるものと考えられる。以下、これらの規定の内容を確認した上で、それを聞き取り調査の内容と突き合わせて、僧侶達がシガレット・クーンに対処する際に『ヴィナヤピタカ』の規定をどのように

¹¹ mahāpadesa には経の mahāpadesa と律の mahāpadesa がある(片山一良 [1989] を参照)。 そのうちの律の mahāpadesa を指していると思われる。

¹² 罪については 4-2-1-1 で説明する。

 $^{^{13}}$ 調査対象者のうち 4 名(A, B, C, F)が、世間の人々からどのように見られるかを考慮してシガレット・クーンの問題に対処すべきとしている。例えば、A 師は「一般の人々から尊敬されないことはやるべきではない」と述べている。一見するとシガレット・クーンに関する僧侶達の対応が『ヴィナヤピタカ』と無関係なところで行われているようであるが、これも『ヴィナヤピタカ』に基づいた対応であろう。『ヴィナヤピタカ』には、世間の人々との関係を重んじ、社会の通念を考慮して自らの行動を律しようとする姿勢が多々見られ(青野道彦 [2016])、A 師らはそのような姿勢を踏まえてこのように発言したものと考えられる。

4-2-1. シガレット・クーンと Vikālabhojanasikkhāpada

4-2-1-1. Vikālabhojanasikkhāpada の考察

Vikālabhojanasikkhāpada (波逸提第 37 条) は、比丘が非時に食事を取ることを禁止する規定であり、これに違反した場合には「波逸提」の罪になる。以下に条文を示す。

非時 (vikāla) に噛むもの (khādaniya) を噛み、又は、食すもの (bhojaniya) を食す比 丘には波逸提がある¹⁵。

『ヴィナヤピタカ』の各条文には、それをブッダが制定した経緯を記した因縁譚 (vatthu) と註釈である語句解説 (padabhājaniya) が必ず付随している。先ず、因縁譚を見ると、この禁止規定は比丘達にとって元々暗黙の掟であったが、それを犯した比丘がいたので、ブッダにより成文化されたという¹⁶。

続いて、語句解説を確認すると、「非時」とは「正午が過ぎ、[翌日の] 日の出まで」であるとされる¹⁷。これによれば、比丘達が噛むものを噛み、食すものを食すことのできる時間は日の出から正午までということである。

次に、「噛むもの」とは、「①五種の食物、②一夜を[保持の]期間とするもの (yāmakālika)、③一週間を[保持の]期間とするもの (sattāhakālika)、④寿命の限り[保持できる]もの (yāvajīvika) 以外の噛むもの」であるとされる 18 。①は、次に確認する「食すもの」のことである。②~④は、正午を過ぎても摂取が許される特別な飲食物、薬であり、ジュース類、バター、油、糖蜜などである 19 。以上の①~④を除いた摂取物がこの条文で言われる「噛むもの」であるとされる。その具体的な内容は『ヴィナヤピタカ』では明かされないが、註釈文献『サマンタパーサーディカー』(ブッダゴーサ作、5世紀 20)には、根菜 (mūla)、塊茎 (kanda)、蓮根 (mūļāla)、樹幹 (khandha)、樹皮

 $^{^{14}}$ F 僧が「自分で買うこともあるが、小僧に買ってきてもらったり、ひとにもらったりする」と言い、I 僧が「自分で [クーンを] 買うことはない」と言っているのは金銭所持を規制する Rūpiyasikkhāpada と関係する可能性もあるが、この点については今後の検討課題としたい。

¹⁵ Vin IV 85.33–34.

¹⁶ Vin IV 85.10–32.

奥村浩基 [2008] によると、この規定は古代インドの出家者に共通する禁忌が仏教教団 に導入されたものであると考えられるという。

¹⁷ Vin IV 86.2.

¹⁸ Vin IV 86.3.

¹⁹ 井上綾瀬 [2007] を参照。

²⁰ O. v. Hinüber [1996: 104 (§209)] を参照。

(taca)、葉 (patta)、花 (puppha)、果実 (phala)、骨 (aṭṭhi)、樹液・樹脂 (niyyāsa) などが例示されている²¹。

「食すもの」とは、「オーダナ (odana)、クンマーサ (kummāsa)、サットゥ (sattu)、魚 (maccha)、肉 (maṃsa) の五種の食物」であるとされる 22 。オーダナ、クンマーサ、サットゥの内容ははっきりしないが、Om Prakash による古代インドの飲食物に関する考察に従えば、オーダナとは水又は牛乳で作った米粥であり、クンマーサとはグダ (guḍa) (糖蜜)と油を混ぜた豆の煮ものであり、サットゥとは大麦を炒めたものである 23 。『ヴィナヤピタカ』と同じく上座部仏教所伝の『マハーニッデーサ・アッタカター』(サーリプッタ作、9世紀 24)によれば、オーダナとは良質米 (sāli)、普通米 (vīhi)、大麦 (yava)、小麦 (godhuma)、カング (kaṅgu)(キビの一種)、ヴァラカ (varaka)(豆の一種)、クドゥルーサカ (kudrūsaka)(雑穀の一種)の7種の穀類及びそれに準ずるものの核の部分で出来たものであり、クンマーサとは大麦で出来たものであり、サットゥは良質米などで作られたものであるとされる 25 。これらのものが『ヴィナヤピタカ』において実際に如何なる意味で用いられているかははっきりしないが、いずれも主食を指すものと考えられる 26 。

「波逸提」は罪の一つである。比丘の罪には波羅夷 (pārājika)、僧残 (saṅghādisesa)、 偷蘭遮 (thullaccaya)、波逸提 (pācittiya)、波羅提提舎尼 (pāṭidesaniya)、突吉羅 (dukkaṭa)、 悪説 (dubbāsita) の 7 種があり、波羅夷が追放処分を、僧残が謹慎処分を科す重罪であるのに対して、その他の罪は軽罪であり、懺悔によって償うことのできる罪である。 懺悔の仕方は罪によって異なり、波逸提を犯した場合には、一人以上の比丘の前で罪を告白することが求められる²⁷。

4-2-1-2. 僧侶達の解釈

以上の考察を踏まえて、聞き取りの内容について分析を行いたい。先ず、クーンについて、8名(A, C, D, F, H, I, K, L)が午後に嗜むことを問題視している。この背景にはクーンを「噛むもの」とする見方があり、K 師は「クーンは噛むものである」と言明している。先述の通り、註釈文献によれば「噛むもの」には葉が含まれ、キンマの葉を用いるクーンを「噛むもの」と見做すことは可能である。ただし、この見方を認めない僧侶もおり、B 師と E 師はクーンが $Vik\bar{a}labhojanasikkh\bar{a}pada$ によって規制され

²³ Om Prakash [1961] を参照。

²¹ Sp 832.21–25.

²² Vin IV 86.3.

²⁴ O. v. Hinüber [1996: 142 (§287)] を参照。

²⁵ Nidd-a II 396.8–11.

²⁶ 井上綾瀬 [2007] を参照。

²⁷ 平川彰 [2000: 256-326] を参照。

ることに否定的である。

次に、シガレットについては、D 師が一本ならば問題ないが、二本以上になると成 分が歯にくっつき、飲み込むことになるので、問題があると述べている。歯に付着し、 タバコの成分が固形化することで、それが「噛むもの」となると考えているようであ る。

以上のことに関連して着目されるのが条文の「噛むものを噛む」という句に対する A 師、C 師、D 師の理解である。この句は文字通りには「咀嚼する」という意味であり、 通常、戒律文献の研究者もそのように理解する。ところが、A師、C師、D師はこの句 を「飲み込む」という意味に理解しており、シガレット・クーンを口に含んだり、咀 嚼したりする分には Vikālabhojanasikkhāpada に抵触しないと考えているようである。

4-2-2. シガレット・クーンと Surāpānasikkhāpada

4-2-2-1. Surāpānasikkhāpada の考察

Surāpānasikkhāpada (波逸提第51条) は、比丘が酒類を飲むことを禁止する規定であ り、これに違反した場合には「波逸提」の罪になる。以下に条文を示す。

スラー酒 (surā)、メーラヤ酒 (meraya) を飲むならば、波逸提がある²⁸。

スラー酒とは、Om Prakash の研究によれば、発酵させた大麦又は米で作られた蒸留酒 であるとされる29。ところが、この条文に付随する語句解説によれば、スラー酒は穀粉 で作られたもの (piṭṭhasurā)、穀粉の塊で作られたもの (pūvasurā)、米飯で作られたも の (odanasurā)、酵母の入ったもの (kinnapakkhitta)、香辛料などの成分が混じったもの (sambhārasaṃyutta) である³⁰。

次に、メーラヤ酒は、Om Prakash の研究に従えば、グダ(糖蜜)が入り香辛料の混 じった酒であるが³¹、語句解説によれば、花蜜の抽出液 (pupphāsava)、果実の抽出液 (phalāsava)、蜂蜜の抽出液 (madhvāsava)、糖蜜の抽出液 (guļāsava)、香辛料などの成分 が混じったもの (sambhārasamyutta) である³²。

このようにスラー酒とメーラヤ酒は特定の酒類であり、このことを厳密に捉えるな らば、この条文はそれらのみを禁止するものである。しかし、因縁譚の記述も踏まえ るならば、この規定は酒類一般を禁止するものである。因縁譚を見ると、ブッダが条

²⁸ Vin IV 110.13.

²⁹ Om Prakash [1961] を参照。

³⁰ Vin IV 110.14–15.

³¹ Om Prakash [1961] を参照。

³² Vin IV 110.15–16.

文を制定するに際して飲むことを非難しているものは「飲むと意識を失うもの」(yaṃ pivitvā visaññī assa)³³、「酔わせるもの」(majja)³⁴ であり、酩酊を引き起こす酒類一般であるからである。条文自体が直接禁止しているのはスラー酒、メーラヤ酒ではあるが、それらは酒類の代表例として挙げられているだけであり、Surāpānasikkhāpada が禁止しているのは酒類全般であると理解すべきであろう。

4-2-2-2. 僧侶達の解釈

以上の考察を踏まえ、聞き取り調査の内容について検討したい。5名の僧侶達(F, H, I, K, L)がシガレット・クーンについて Surapanasikkhapada との関係を指摘していたが、そのうちの H 僧はシガレット・クーンには酒類と同様の作用があるので、僧侶はシガレット・クーンを嗜むべきではないと主張していた。確かに、タバコ(ニコチン)には酒類と同じく精神依存性があり 35 、この点のみを取り上げるならば、シガレット・クーンを酒類と同様の作用を有するものとして位置づけることも可能である。ただし、これを認めない僧侶もおり、C 師は「シガレットとクーンには酔わせる成分は含まれていない」と言明し、シガレット・クーンを Surapanasikkhapada によって禁止することに否定的である。

4-2-3. クーンと Dantaponasikkhāpada

4-2-3-1. Dantaponasikkhāpada の考察

Dantaponasikkhāpada (波逸提第 40 条) は、比丘が施与されたものでない飲食物を口にすることを禁止する規定であり、これに違反した場合には「波逸提」の罪になる。以下に条文を示す。

水と歯木(歯の洗浄に用いる木片)を除き、施与されたものでない (adinna) 飲食物 (āhāra) を口という門(又は、口の門) (mukhadvāra) に運んだ比丘には、波逸提がある 36 。

先ず、因縁譚を見ると、この条文が制定された経緯は次の通りである。ある比丘が衣食住に関わるあらゆる必需品について拾い物に依って生活していた。あるとき、その比丘が墓場の供え物を食べたところ、世間の人々から非難を受けた。善良な比丘達がそのことを聞きつけ、「どうして比丘が施与されたものでない飲食物を口という門に運

³⁴ Vin IV 110.10.

³³ Vin IV 110.6–7.

³⁵ たばこ総合研究センター [2009:175] を参照。

³⁶ Vin IV 90.9–10.

んだのか」と非難し、それがきっかけでこの条文は制定されたとされる³⁷。比丘とは「乞う人」³⁸のことであり、基本的には施しものに依って生きる存在であるが、この因縁譚の比丘のように拾い物によって自足することも許容されている。ただし、衣食住のうち食についてはその限りではなく、必ず人から貰い受けたものでなければならないというのがこの因縁譚の趣旨であろう。

次に、語句解説を見ると、「施与されたものでない」(adinna)とは、他から「受け取ったものでない」という意味である³⁹。この語は『ヴィナヤピタカ』では「盗んだ」「他者が所有する」という意味でも用いられるが、ここではそうではないということである。

「飲食物」(āhāra) とは、「水と歯木を除く [口に] 取り込むものすべて」であるとされる⁴⁰。この語は「食物」と訳される場合が多いが、語句解説で水が排除されていることを考慮すると、飲料も含まれると理解すべきであろう。

「口という門(又は、口の門)」(mukhadvāra) については語句解説がなく、『ヴィナヤピタカ』において厳密に如何なる意味で用いられているかははっきりしない。この語は連体修飾語として「口を通して [摂取する]」という意味に理解することも可能であり⁴¹、このように理解する場合には、Dantaponasikkhāpada は「水と歯木を除き、施与されたものでない、口を通して [摂取する] 飲食物を摂取した比丘には、波逸提がある」と読み替えるべきであろう。なお、註釈文献『カンカーヴィタラニー』(ブッダゴーサ作?) ⁴²によれば、この語は「食道」(galanāļikā) であるとされる⁴³。

4-2-3-2. 僧侶達の解釈

以上の考察を踏まえて、聞き取り調査の内容について検討してみたい。三名 (A, B, C)が、クーンは Dantaponasikkhāpada により規制されると考え、僧侶は施与されたクーンしか口にしてはならないと理解している。中でも B 師は「比丘がお金を払って買った場合でも、在俗者が施与したかたちをとる必要がある」と述べ、より徹底した姿勢を示している。この背景にはクーンを「飲食物」として捉える見方があると考えられる。なお、E 師はクーンと Dantaponasikkhāpada の関係を否定している。

³⁷ Vin IV 89.19–35.

³⁸ 「比丘」(bhikkhu/bhikṣu)という語は「乞うことを習慣的に行う者」を意味する (Pā 3.2.168)。

³⁹ Vin IV 90.12.

⁴⁰ Vin IV 90.16-17.

⁴¹ O. v. Hinüber [1968: 62 (§48), 141 (§131)].

⁴² O. v. Hinüber [1996: 109-111 (§221-224)] を参照。

⁴³ Kkh 194.1.

4-2-4. シガレットと喫煙規定

4-2-4-1. 喫煙規定の考察

『ヴィナヤピタカ』「ベーサッジャ・カンダカ」(薬に関する章)に「頭熱」(sīsābhitāpa) という病気に関する一節がある。そこでは「頭熱」の治療法として喫煙が取り上げられ、それについて規定が定められている。以下に当該箇所を引用する。

その時、尊者ピリンダヴァッチャには頭熱があった。[比丘達は] 世尊(=ブッダ) にそのこと伝えた。比丘達よ、頭に対する油を許可する。[油を塗ったが] 快方に向かわなかった。[比丘達は] 世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、鼻への治療 (natthukamma) を許可する。鼻が垂れた。[比丘達は] 世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、点鼻器 (natthukaraṇī) を許可する。

その時、六群比丘達は尋常でない金製、銀製の点鼻器を持っていた。[一般の]人々は軽蔑し、謗り、「まるで欲深い在家者のようだ」と触れ回った。[比丘達は]世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、尋常でない点鼻器を持つべきではない。持つならば、突吉羅罪である。比丘達よ、骨製、牙製、角製、葦製、竹製、木片製、樹脂製、果実製、銅製、サンカナービ(貝の一種)製を許可する。鼻に不均一に注いだ。[比丘達は]世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、一対の点鼻器を許可する。快方に向かわなかった。[比丘達は]世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、煙を飲むことを許可する。そのパッドを燃やして、[煙を]飲んだ。喉を焼いた。[比丘達は]世尊にそのことを伝えた。比丘達は]世尊にそのことを伝えた。比丘達は、煙筒を許可する。

その時、六群比丘達は尋常でない金製、銀製の煙筒を持っていた。[一般の]人々は軽蔑し、謗り、「まるで欲深い在家者のようだ」と触れ回った。[比丘達は]世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、尋常でない煙筒を持つべきではない。持つならば、突吉羅罪である。比丘達よ、骨製、牙製、角製、葦製、竹製、木片製、樹脂製、果実製、銅製、サンカナービ製を許可する。

その時、煙筒は開けっ放しであったので、虫が入った。[比丘達は] 世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、蓋を許可する。

その時、比丘達は煙筒を手で持ち運んでいた。[比丘達は] 世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、煙筒の袋を許可する。[煙筒] 同士が擦れた。[比丘達は] 世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、一対の袋を許可する。端 [で結びつける] 紐がなかった。[比丘達は] 世尊にそのことを伝えた。比丘達よ、端 [で結びつける] 紐である結い紐を許可する44。

_

⁴⁴ Vin I 204.11–35.

上記引用は原文のみでは詳細を理解することの難しい一節であるが、註釈文献にも詳しい説明がない。したがって、仏教医術と密接な関係にあるとされる医学書『スシュルタ・サンヒター』『チャラカ・サンヒター』に示される「頭病」「頭熱」の治療法を参考に理解するほか方法はない。ただし、それは既に Kenneth G. Zysk が試みており⁴⁵、それによると、上記引用に示される「頭熱」の治療手順は以下の通りである。

- ① 頭を油 (telaka) で洗浄する
- ② 一対の点鼻器 (natthukaraṇī) を用いて両方の鼻腔に油を注入する (natthukamma)
- ③ 油をヴァッティ (vaţţi) で燃やして、煙を煙筒 (dhūmanetta) により吸入する

①に効き目がないときに②がなされ、②に効き目がないときに③がなされる。③が喫煙による治療である。

喫煙の際には「煙筒」が用いられるが、その材質は骨、牙、角、葦、竹、木片、樹脂、果実、銅、サンカナービの十種であり、金製、銀製は禁じられている。煙筒は対であり、それを用いて、ヴァッティと呼ばれるもので油を燃やして起こした煙を両方の鼻孔又は口で吸入するのが基本的な喫煙形態であるとされる。

4-2-4-2. 僧侶達の解釈

以上を踏まえ、聞き取り調査の内容について検討してみたい。K 師と L 師の 2 名が上記引用とシガレットとの関連を示唆している。先ず、K 師は「シガレットは薬としてはいつでも吸うことができる。このような理由で比丘達はシガレットを吸っている」と述べている。次に、L 師は「シガレットは健康のための薬としては許される。『ヴィナヤピタカ』にあるから」と言っている。何れの僧侶も上記引用で健康回復のための治療法としての喫煙が許されていることを根拠にシガレットによる喫煙を肯定している。ただし、上記引用の煙筒による喫煙とシガレットによる喫煙では、その形態が異なることは否定できない。

5. 結論

ここまで、現代のミャンマーの僧侶達がシガレット・クーンについてどのように対処しているのか考察してきた。ここでは、それに基づき、僧侶達が『ヴィナヤピタカ』に言及されない新たな事象にどのように向き合おうとしているのか三点指摘したい。

最初に指摘したいのは、僧侶達が新たな事象に対処する際、『ヴィナヤピタカ』の規 定が判断基準となっている点である。今回の調査に基づく限りでは、僧侶達はシガレ

⁴⁵ K. G. Zysk [1991: 91-92] を参照。

ット・クーンという新たな事象について『ヴィナヤピタカ』に立脚して判断を下していた。

次に、『ヴィナヤピタカ』の判断基準としてのあり方が僧侶によって異なる点である。 どの規定をシガレット・クーンに関連するものとして捉えるべきか、関連する規定を どのように理解すべきであるか、これらの点に関する見方は僧侶各人に委ねられ、一 様ではなかった。

最後に、僧侶達による『ヴィナヤピタカ』の解釈が恣意的にしか見えない場合がある点である。通常、戒律文献の研究者は『ヴィナヤピタカ』の部分々々を全体に即して整合的に理解し、語義についてはできる限り語源に即して理解しようとする。しかし、現実への対応に迫られている僧侶達は、そのような文献内在的な解釈にとどまることなく、時に恣意的とも思われる解釈を行っていた。

今回の調査では以上の三点を現に確認することができた。これは貴重な成果ではあるが、シガレット・クーンという個別的な事例から導き出されたものに過ぎない。今後は、今回の調査を踏まえ、別の様々な事例についても取り上げ、戒律文献と現実の関係について更に検討を進めていきたい。

6. 引用文献

青野道彦、「世人の非難を受けての律規定の制定」、『2014-2015 年度鶴見大学仏教文化研究所日台共同研究プロジェクト研究成果報告書』、鶴見大学仏教文化研究所日台共同研究プロジェクト実行委員会、2016、87-99 頁.

生野善應、『ビルマ仏教―その実態と修行』、大蔵出版、1995。

井上綾瀬、「bhojaniya と khādaniya」、『印度学仏教学研究』、2007、56 巻 1 号、340-343頁。

奥村浩基、「非時食学處の成立背景」、『印度学仏教学研究』、2008、56 巻 2 号、174-177 頁。

片山一良、「四大教法(Cattāro Mahāpadesā)について」、『パーリ学仏教文化学』、1989、2 号、55-68 頁。

藏本龍介、『世俗を生きる出家者たち』、法蔵館、2014。

平川彰、『原始仏教の教団組織 I』(平川彰著作集第1巻)、春秋社、2000。

たばこ総合研究センター、『たばこの事典』、山愛書院、2009。

von Hinüber, Oskar, Studien zur Kasussyntax des Pāli, besonders des Vinaya-Piṭaka, J. Kitzinger, 1968.

von Hinüber, Oskar, A Handbook of Pāli Literature, Walter de Gruyter, 1996.

Maung Htin Aung, Burmese Monk's Tales, Columbia University Press, 1966.

Om Prakash, Food and Drinks in Ancient India, Munshi Ram Manohar Lal, 1961.

Zysk, Kenneth G., Asceticism and Healing in Ancient India, Oxford University Press, 1991.

(使用テクスト)

Kkh Kankhāvitaraņī, ed. K. R. Norman and W. Pruitt, Oxford: PTS, 2003.

Nidd-a Saddhammapajjotikā, 2 vols., ed. A. P. Buddhadatta, London: PTS, 1980.

Pā The Ashtādhyāyī of Pāṇini, 2 vols., trans. Śrīśa Chandra Vasu, Delhi: Motilal

Banarasidass, 1891.

Sp Samantapāsādikā, 7 vols., ed. J. Takakusu, M. Nagai, and K. Mizuno,

London: PTS, 1924-1947.

Vin The Vinaya Pitakam, 5 vols., ed. H. Oldenberg, London: Williams and

Norgate, 1879–1883.

7. 英文アブストラクト

The Smoking of Monks in Theravada Buddhism: Regulations and Reality

AONO Michihiko (The University of Tokyo)

The Vinayapitaka, the monastic literature of Theravada Buddhism, widely and precisely regulates the rules of monks' behaviors, extending from individual actions to group actions. The monks of Theravada Buddhism are required to strictly observe the rules in every aspect of their daily lives. Therefore, it seems possible to get close to the real picture of the monks and their monastic order when we examine the Vinayapitaka. However, strictly speaking, all we can make clear with reference to the Vinayapitaka is an ideal image of the monks and their monastic order that the editors or compilers of the Vinayapitaka envisioned at some time in the past. It is often said that Theravada Buddhism is conservative and that the current monks of this tradition adhere to its monastic rules; however, the present form of the Vinayapiţaka was shaped more than 1,500 years ago. The situation the Vinayapitaka presumes is apparently different from the situation in which modern monks live. Therefore, it is likely that modern monks confront various difficult questions to which the Vinayapitaka does not give clear answers. In this regard, one of the representative questions might be the smoking of the monks, since the Vinayapitaka does not include the rules with a direct relation to smoking. In this study, I research the way monks of modern Myanmar consider the problems of smoking and resolve them in compliance with the rules of the Vinayapitaka.